

第189回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

令和6年9月19日（木）

沖縄総合事務局

# 第189回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和6年9月19日（木）11時00分  
場 所 沖縄総合事務局5階「海技試験室・控室」

## 出席者：

公益委員	上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員
労働者委員	漢那委員、柴田委員、島仲委員
使用者委員	亀谷委員
オブザーバー	大城潤一様

沖縄総合事務局	野原船舶船員課長、 宜保課長補佐、 金城係員
---------	------------------------------

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第188回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### （配付資料）

- 資料1. 第188回船員部会の議事録（案）  
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和6年8月分）  
資料3. 令和6年度船員労働安全衛生月間について

## **上原部会長**

定刻となりましたので、本日の第189回船員部会をこれから始めていきたいと思います。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひ致します。

## **事務局（金城）**

本日は、公益委員4名、労働者委員3名、使用者委1名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、今回、島仲委員の後任予定として大城潤一様にオブザーバーとしてご出席いただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

(配付資料の確認)

## **上原部会長**

それでは、まず初めに、前回、第188回船員部会の議事録について承認を諮りたいと思います。事前にメールにて確認されていると思いますが、何かご意見はありますか。

原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」)の声

## **上原部会長**

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願い致します。質問は最後に受け付けたいと思います。

## **事務局（宜保補佐）**

令和6年8月分の管内雇用状況等の概要についてご報告致します。

### **●求人状況について**

新規求人数は1件でした。

新規求人における内訳としては、

旅客船に係る県内事業者1社より、機関士1名  
となっております。

前月に比べ4件減少、また、前年同月と比べ同数となっております。  
月間有効求人数は35件でした。

前月に比べ3件減少、また、前年同月に比べ1件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等35件となっております。

月末未済求人数は 35 件でした。

#### ● 求職状況について

新規求職数は 2 名でした。

前月に比べ 3 名減少、また、前年同月と比べて 2 名減少となっております。

新規求職数の内訳は、商船等 2 名となっております。

#### ● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

8 月の新規求職者 2 名の退職理由は、自己都合が 1 名、海上勤務中の転職希望が 1 名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管内が 1 名、管外が 1 名となっております。

#### ● 求職状況について

月間有効求職数は 15 名でした。

前月に比べ 3 名減少、また、前年同月に比べても 3 名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等 13 名、漁船 2 名となっております。

月末未済求職数は 11 名でした。

#### ● 成立状況について

8 月の成立は 1 件でした。

#### ● 求人倍率について

8 月の月間有効求人倍率は、2.33 倍でした。

前月に比べ 0.22 ポイント増加、前年同月に比べ 0.33 ポイント増加となっております。

#### ● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 3 名、支給延べ件数は 3 件です。

基本手当支給額は、商船等 3 件で 577,575 円でした。

総支給額は 577,575 円でした。

以上、令和 6 年 8 月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

#### 上原部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問など

はございますか。

### **豊川委員**

すみません、今更なのですから聞いてもよろしいでしょうか。ご説明のときには、毎回「求職者数」とおっしゃるのでけど、配付の資料では「求職数」と「求職者数」が混在しているのですが、何か理由があるのでしょうか。もし特段理由とかなければ揃えたほうがいいかと急に思いまして。細かいようすみません。

### **事務局（宜保補佐）**

一度見直したうえで、検討したいと思います。

### **柴田委員**

今の関連でよろしいですか。船の場合、大きく分かれて航海と機関で免許が2つありますて、人によっては両方免許を持っている方がいるのですよ。例えば、その免許を両面持っている方が、自分は甲板でも機関でもどっちでもいけますといったように、1人が2つの職に対して求職を出した場合、計上の仕方を2にしているのか1にしているのかどちらでしょうか。それによってはさっきの話にかかわるかもしれませんので。

### **上原部会長**

この質問について事務局は今回答できますか。

### **事務局（宜保補佐）**

今のところ1人の求職者より複数希望の求職を出してても1件として計上しております。

### **柴田委員**

では、1人が「自分はデッキもエンジンもどっちもいきます」と求職を出したとしても、1として計上しているということですね。求職のシステムなどにも1で登録されるということですかね。

### **漢那委員**

確かにデッキ希望ならデッキ、機関希望なら機関というように明確に分けないと集計も複雑で難しいかと思いますし、求人求職用の端末でもエンジンが欲しいのか、デッキが欲しいのか、うまく提示できないでしょうね。

**柴田委員**

ちなみに1人の求職者が出来る希望の条件数はどれほどでしょうか。

**事務局（金城）**

1件の求職票で2つまで希望を出すことができます。柴田委員がおっしゃるようにデッキもエンジンも両方免許を持たれているということであれば、第1希望はデッキ、第2希望でエンジンというように希望は出すことはできるのですけど、実際集計を取るときには1として計上しております。

**柴田委員**

なるほど。では「求職数」と「求職者数」の文言についてはどちらかに統一してみてはいかがでしょうか。

**事務局（金城）**

承知しました。一度内部で検討し問題なければ、次回より文言は統一したいと思います。

**上原部会長**

よろしくお願ひします。それでは議事3の「意見交換」に移りたいと思います。何かございますか。

**柴田委員**

私からまずよろしいでしょうか。

**上原部会長**

柴田委員お願ひします。

**柴田委員**

まずお礼でございます。沖縄潮風会という海事業界の関係者間の親睦を深める団体があるので、先日その会に沖縄総合事務局さんから宣保課長補佐をはじめ、海技試験官の方や専門官の方にご参加いただき、2時間ほどですかね、色々と意見交換をさせていただきました。その会の中では資料のご説明もしていただき誠にありがとうございました。野原課長も御配慮くださりありがとうございました。またご参加していただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

**上原部会長**

ありがとうございます。  
そのほか、何かありますか。

**漢那委員**  
よろしいですか。

**上原部会長**  
はい、漢那委員どうぞ。

**漢那委員**  
3点ほどあります。  
まず1つ、10月30日から11月1日にかけてマリナーズコート東京で、当組合の第85回全国大会が開催されるということでお知らせいたします。  
また、もう1つは、漁船の船員保険の関係でお願いしたいということがあります。具体的な漁船の詳細は伏せますが、ある親子船の漁船で父親が亡くなったのか、加入していた船員保険の船主名を変更したそうですが、船員保険の取得と破棄の確認通知書について修正していくなかったという問題があり、船員保険が無保険になるのかどうなのかということで九州運輸局のほうでありましたので雇入れ手続きをする際の船員保険の確認など適切に行っていただきたいというお願いです。

それともう1つ。本会議でも度々話題にあがっておりました2021年5月に来島海峡の航路の西口で発生した白虎の衝突事故について、先日9月17日に当組合本部のほうで、その件に対する声明を発表しました。発表内容については、司法の判決に対し、公正を欠く司法判断だったということで声明を出しております。この事故で3名の方が犠牲となり亡くなっている状況下にもかかわらず、司法が慌てて禁固刑を船員さんに言い渡したと。本来であれば事故調査委員会の調査を経て、判決を下すべきだと考えるのですけど、本件については、調査も十分に行われないまま、禁固刑1年6か月で執行猶予がついた形での判決が言い渡されました。このような判断は船員さんの職業に対して、蔑視、軽視しているのではないかということで、司法に対して、本件は公正を欠く司法判断だったということで、一昨日、我々組織として声明を出させていただいております。今回なぜこのような対応をしたかについて、船員さんは海上輸送のため昼夜、船舶を運航しておりますがそんななか海難事故が起こった際、本件のようにすぐ刑事罰・禁固刑の判断がされてしまうということは、事故を起こしたらこういう刑になるのかということで船員を目指すことに躊躇してしまう若者も出てくる恐れがあり、将来の船員の成り手を少なくするような

判決だったのではないかということもあって、組織として声明を出して抗議しているということもここで発表しておきたいと思います。支部のほうにはその声明文があるので、次回以降にでも柴田支部長からその文書を配っていただけたらと思います。

私からは以上です。

**上原部会長**

ありがとうございます。

**島仲委員**

1件いいですか。

**上原部会長**

はい。島仲委員どうぞ。

**島仲委員**

さきほど漢那委員からお話があった船員保険の件について、この保険証は本年12月2日から新規発行されなくなり、今の船員保険証は引き続き1年間は使用でき、その後は資格確認書があれば、保険診療は受けられるとのことです。この船員保険証は雇入れ手続きのときにも見られるんですけど、そのときに何を確認しているのかということを以前ご担当の方にお聞きしたところ、「個人の名前と保険番号と会社名」と言わされました。ただ、資格確認書の様式モデルをインターネットで見たときに、項目に会社名がなかったのですが、その場合でも手続きができるのかどうかということで気になりました。まだ全然進んでいるものではないので、どうなるか分からないですけど、もし何か分かれば確認したいです。

**漢那委員**

今の件で私から1ついいですか。

保険に加入しているかどうかというのは、年金事務所で発行してもらえる船員保険・厚生年金資格取得・資格喪失等確認通知書というもので確認することができます。この書類は海員組合に提出するためとか雇入れ手続きに使うためなどの理由を言えば交付してくれます。この書類で保険に加入している事実を確認できますので、我々の本部のほうでは、例えばですが漁船に対して20条特例をする場合は、この書類も今度からつけなさいということで対応しています。雇入れのときにこれを使うかどうかは分からないんですけど、無保険だと事故があったとき、大ごととなりますので、そこら辺をきっちり厳格に対応し

てもらいたいなというふうに思います。

逆に、これは沖縄だけじゃなく多分全国でこういう問題が出てくると思うのですが、局として雇入れ手続きをする際この保険関係についてどのように確認していますか。

### 事務局（宜保補佐）

雇入れ手続きのときは必ず保険関係の確認を行いますが、主に船員保険の被保険者証の写しで確認しております。被保険者証の写しは船員手帳に添付されていることが多いのでその確認であったり、もし会社名が違っていたり、手続中であれば、会社を通して適宜書類を要求したりして、その確認ができれば雇入れ手続きを行うということで対応しております。

### 漢那委員

船主が変わっているのにそのまま雇入れをしてしまって大ごととなった事案もあるので、チェックを厳格にしたほうがいいかなと思い発言しました。

### 上原部会長

ありがとうございます。他にないようであれば、事務局より資料の説明をお願いします。

### 事務局（宜保補佐）

資料3の「令和6年度船員労働安全衛生月間について」をご覧ください。

令和6年度の「船員労働安全衛生月間について」簡単にご説明いたします。国土交通省では、海上における船員の労働災害の防止を図るために、毎年9月を「船員労働安全衛生月間」として、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しており、今年度は「待っている 家族の笑顔を 忘れずに」をスローガンに月間中、諸活動を実施しております。

当局管内においては、9月2日に5年ぶりの沖縄船員災害防止大会が開催され、約40名が参加されました。その他、月間中の取組として、船舶による緑十字旗の掲揚や関係機関等、行政情報プラザ等でのポスター掲示などの広報活動、また、船舶に対する安全・衛生の訪船指導を実施しております。

船員労働安全衛生月間は全国では昭和32年から実施され、今年度で68回目を迎えます。沖縄は51回目となります。これまでの取組や船舶所有者、船員等関係者のたゆまぬ努力により当初に比べ船員の

災害・疾病は大幅に減少しておりますが、これからも関係者、皆さまに対して船員の安全衛生に対する意識の高揚、船員の災害防止対策の一層の推進に向けて、引き続きご協力とご対応をお願いいたします。資料3の説明については以上となります。

また、最後にお知らせとしまして、船員の最低賃金の改正に関する意見聴取の公示が9月9日付けで官報に掲載されました。詳細については、来月の部会においてご説明を予定しております。公示日から15日間、意見の聴取期間となりますことをご報告いたします。

### **上原部会長**

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か質問等はございますか。他にないようであれば、事務局から連絡がありますのでお願いします。

### **事務局（金城）**

今回の船員部会の議事は終了となります、閉会前に少し時間をいただきたいと思います。

10月7日で任期が満了となり、島仲委員が今月の部会をもって最後の出席となりました。これまでのご協力、誠に感謝申し上げます。島仲委員からもご挨拶よろしいでしょうか。

### **島仲委員**

4年間という在任期間でしたけども、特によい発言をすることもなく、今日を迎えてしましたが、最後の最後で発言できてよかったです。ずっと現場において、このような会議があることを知らなかつたのですが、乗組員が不利にならないように委員である海員組合のお二人がいろいろと国に対して発言してくれているというのはちょっと安心しました。このまま現場でまた頑張れるかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

今後は大城が引き継ぎますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

### **上原部会長**

ありがとうございます。島仲委員4年間お疲れ様でした。

それでは事務局から次回の開催について、連絡お願ひします。

### **事務局（金城）**

10月の船員部会は、10月17日（木）に当局1階共用会議室にて11：00より開催いたしますが、その前に委員及び臨時委員の辞

令交付式を執り行う予定ですので、皆さま少しお早めにご出席お願ひいたします。その旨も併せて後日、メールでご案内いたします。

また、今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**上原部会長**

少し早めということでどのくらいに集合にしましょうか。5分前でも大丈夫ですかね。

**事務局（野原課長）**

当日は11時から辞令交付を行い、その後、船員部会を始める予定でございます。5分前の10時55分までにご参集頂ければ幸いです。

**上原部会長**

では5分前には集合ということにしましょうか。

それでは、以上をもちまして終了させていただきます。お疲れ様でした。